

平成11年度 計5回のまちづくり学習会 終了

庭の梅も咲きほころび、木々の枝には新しい芽が小さいけれど、どの枝にも芽吹いてきています。日一日と春が近づいているのが感じられるこの頃となりました。

さて、3月14日(火)に市役所南庁舎において、平成11年度最後の「第5回まちづくり学習会」を行いました。参加人数は30名でした。

今回は、野中先生と樋口先生の2つのグループ(任意)に分かれてフリートーキング(自由な意見交換)を行いました。その前に、全国市町村アカデミーで「魅力ある街づくり」の研修を受けた市役所職員の報告もありました。



野中先生チーム

Q(野中): 地区名を含めて自己紹介してください。

A(各自): 各自自己紹介

Q(野中): 将来の土地活用をどのように考えていますか。

A(各自): 現在材料置場として利用しているが、調整区域だからである。市街化区域になれば住宅を建てたい。

農業を続けたい。

今住んでいるところの環境があまり良くなく、市街化区域になれば住宅を建てたい。(閑静な住宅地を望む)

現在、相続税の納税猶予を受けて農業をしているが、期限後に市街化区域であれば子供の家を考えたい。また収入源としてマンション、駐車場への活用も考えたい。また子供のために農地も少し残したい。

農業を続けたいが、最終的には後継者の判断に任せたい。

「自然に学び、自然を愛し、自然を守る」をモットーに土地活用を考えたい。

現在、他人に農業をお願いしており、農業を続ける意志はない。

現在、相続税の納税猶予を受けているが、後継者はない。市街化区域になれば土地の有効活用をしたい。

現在社有地(空地)であるが、市街化区域になれば売却するか、隣地を買収して会社のために活用するか考えたい。



現在、他人に農業をお願いしており、その方が農業を続けてくれるなら農地を残したいが自分の土地なので将来的には土地活用したい。この地区は、自動車利用者には便利な場所だが、電車利用者にとっては不便な場所である。公共施設を誘致できないのか。

保留地を市が買う例もある。(野中)

予定はないが、市街化区域を望む。

子供といっしょに住める家を建てたい。

Q(野中): まちづくりニュースを全所有者に配布しているが内容はどうか。

A(各自): 3回目から参加しているが、学習会での内容をまとめるのにニュースが役立っている。

学習会での意見(質疑応答)が載っているので参加していない方々にもわかりやすいのではないかと。

話の履歴が残るのでこれで良い。

今後、まちづくり協議会ができれば、市の手助けはあるだろうがニュースの発行もするほうがよいでしょう。(野中)

Q(野中): 平成12年度に「まちづくり協議会(通称「まち協」)」を作って活動するのが良いと思いますがどうですか。

「まち協」は、事業化の義務はない。会議を具体的に位置づけるもの。「まち協」の有無で、まちづくりに対する熟度の判断材料にもなる。(野中)

A(各自): 今の40人ぐらいでは無理。農会を通じて説得すべき。

少人数でも「まち協」はできるのか。

例えば学習会が母体となり輪を広げる方法もある。(野中)

「まち協」は、「できるかできないか」ではなく、「やる気があるかないか」である。何をしようとしても市街化区域でないといふ。それを考えるために「まち協」が必要なのではないか。

「まち協」は、ABC一本で結成するのか。各地区でするのか。

一本化でABCの分科会設置が望ましいと考える。(野中)

全体をとりまとめるのは困難ではないか。まず各地区で結成し、そこで検討し、それを全体でとりまとめるのが良いのではないかと。

ブロックごとの方が、近くて人が集まりやすいのではないかと。

近くの土地の所有者がわからない。知っている人がいれば学習会にも誘いたい。名簿をもらえないか。

財産権等プライバシー問題もある。(市)

登記名義人(所有者:法務局)だけの名簿ならば支障がないのではないか。(野中)

閲覧なり、何らかの形でわかるようにしたいと考えていますが、現在検討中です。(市)

農会を活用して「まち協」を結成するか、学習会を活用するかは方法論であり、今が「まち協」を結成するチャンス。「まち協」を結成してみるべきだと考える。(野中)

樋口先生チーム

Q(樋口): 地区名を含めて自己紹介してください。

A(各自): 各自自己紹介

Q(樋口): この地区で、問題点・悪いところはどこですか？

A(各自): 資材置場で野焼きしたり、環境が悪い。資材置場でコンテナを置いて、テントを張っているところがあるが、風でバタバタびきうるさい。違法建築が多く、県なり行政の撤去命令等徹底した指導がない。この問題の対応が先決問題ではないか。

違法建築について農会に文句がくる。ある人に指導すると、他のところはいいのかとなる。

組合設立認可後、5t以上の堆積物は知事許可が必要となるが、いいかげんな扱いになるだろう。

農業やりたい人もいるが、50%の減反がある。矛盾した政策だ。

そんな苦情ばかり言っても話が前に進まない。

資材置場等で環境が悪くなっているということだが、業者側からすると立地条件が良いということでしょうね。(樋口)

Q(樋口): 逆にこの地区で、良いところはないですか？

A(各自): ない。

桜並木があるじゃないですか。(樋口)

ボンボリもコープのあたりだけで、中筋の方はない。

観光協会は、ボンボリをしまう土地と建物があれば、提供すると言っていた。

Q : 市街化にして、用途地域を指定するとき、ある部分工業系にできるのか？

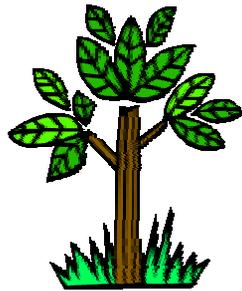
A(市) : H8のアンケートで住民のかたも住居系が望ましいという意見が多く、また、市のマスタープランでも居住地と位置づけており、工業系の用途は考えていない。市の大きな考えは、住工分離で海岸付近に工業系を集める方針です。

区画整理で資材置場等を集めて、住宅との間に公園や緑地帯を設けて緩衝地を設けることもできる。(樋口)

Q(樋口): 「まち協」を立ち上げていきたいが、どのように思われますか？

A : 今の学習会は、参加者が限られており何回やっても一緒である。来ている人は理解出来ているが、問題は来ていない人は未だに申請すればすぐ市街化にできると思っている人が多い。行政が、集落ごとに説明をすればどうか。

行政がある程度の案(手法)を持ってきて、これでどうですかと協議していく方が手取り早いのでは？



手法が決まるまでに、自らの意見を言わせてくれという方も多く、みなさんの意見を聞き、また集落ごとの学習会に出向いていくためにも「まち協」の設立が必要なんです。(樋口)

圃場整備で減歩され、区画整理でまた減歩されるのならもうせんでええ！という意見が多い。(区画整理でまた減歩されるなんて、この学習会に参加して初めて判った。参加していない人は、判っていない。)

まちづくりがいいのは判るが、みんな関心があってないというのが実情。

調整が取れたら、開発もできて価値が上がるとみんなに理解させるために会議が必要。

Q : 資材置場の減歩はどうなるのか？

A(樋口): 全ての土地が平等な計算により、減歩となるが、資材置場は地が上がっているので有利になる。

Q : 条例を作って資材置場の規制をすればいいのでは？

A(樋口): それもひとつの方法だが、行政に条例を作れと要望するためにも協議会をつくり、団体で要望する必要がある。

Q(樋口): 「まち協」を立ち上げるために役員が必要で、将来はかなり走り回ってもらわないといけないが、誰かいませんか？

A : 誰でも手を挙げればなれるのか？

営利を目的にされると困るので、やはりみんなから人望のある人が良い。農会の関係者に集まってもらって、決めてもらうのも1つの方法。その時世話役として、ABCそれぞれから若干名選出するのが良いのではないのでしょうか。(樋口)

理想の大きな柱として市街化へ編入があるが、減歩という大きな現実とのズレがある。

Q : 提案だが、各集落(伊保:東部、中部、西部・中筋:東、西・曾根:北之丁、東之丁・計7集落)で農会の総会をするので、出席率も高いから、その時に学習会をしたらどうか。

A(市) : その方向で検討したい。
この後、お互いにまとめを発表した。



平成12年度に向けて

平成11年度はこの第5回目で終わりますが、平成12年度も引き続きアドバイザー派遣で学習会を続けていきたいと思えます。さしあたり、12年度分として県へ申請が必要となりますので、まず申請の代表者を11年度と同じ3人をお願いし、その場で拍手で承認していただきました。また、申請の連名として5名以上の捺印が必要なので、当日出席された方々に署名捺印していただきました。ありがとうございました。

さて、平成12年度ですが、大きな**目標として「まちづくり協議会」を結成していきたい**と思えますが、やはりこの学習会の参加者も少ないので、各集落ごとに会場を設定し農会の総会と同時に開催するなどして、再度今まで学習してきたことを中心に、多くの方々に学習会に参加してもらい、まちづくりの学習の輪を広げていきたいと思えます。

終わりに

次回は、今までと同じように市役所での学習会を考えておりましたが、**各集落ごとに開催**して、多くの方々に参加してもらおう方針が変わりましたので、開催日を決めておりません。日程が決まり次第、全所有者に通知しますので、ご出席ください。

また、第5回学習会の模様をビデオテープに収めましたので、ご覧になりたい方は申し出てください。

連絡先 都市整備部計画課
電話 0794(43)9033 (直通)

